

インフルエンザ等登園届 (保護者記入)

国分寺けやき幼稚園

組

氏名

令和 年 月 日 医療機関名: \_\_\_\_\_ において,

インフルエンザ (A型・B型・不明) ・新型コロナウイルス感染症と診断されました。 (該当する診断を○で囲んでください)

(発症日 令和 年 月 日)

下記, 『登園のめやす』に記載された日数が経過し, 登園が可能となりましたので, 届け出いたします。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

『登園のめやす』 (学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間)

○ インフルエンザ

「発症後5日を経過し, かつ, 解熱後3日を経過」

○ 新型コロナウイルス感染症

「発症後5日を経過し, かつ, 発熱, 痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」

<出席停止期間中の体温測定結果>

※1の発症日を記入

日数	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日 (曜)	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )
朝 (時)	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )
夕 (時)	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )	℃ ( )

※登園する当日の朝まで, 朝夕必ず検温を続けてください。

(発熱期間が長く, 解熱後3日が記録できない場合は, 裏面, あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

※日数の数え方については, 裏面をご覧ください。

## 日数の数え方について

### ○ インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発熱後 1 日で解熱	発熱	解熱	発症後 5 日以内であるため登園不可				登園可能				
発熱後 6 日で解熱	発熱						解熱	解熱後 3 日経過			登園可能

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。

### ○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後 5 日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後 1 日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。

新型コロナウイルス感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱後 1 日で解熱	発熱	軽快	発症後 5 日以内であるため登園不可				登園可能		
発熱後 6 日で解熱	発熱						軽快	軽快後 1 日経過	登園可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。